

## 令和7年度第2回沖縄県差別のない社会づくり審議会 議事要旨

- 1 日時：令和7年8月18日（月）13:00～16:35
- 2 場所：沖縄県庁6階第1特別会議室
- 3 出席者：9名
  - (1) 委員：5名
    - 会長 河井 耕治（沖縄弁護士会）
    - 委員 矢野 恵美（琉球大学法科大学院 教授）
    - 委員 小川 寿美子（名桜大学人間健康学部 教授）※オンライン参加
    - 委員 奈須 祐治（西南学院大学法学部 教授）
    - 委員 池味 エリカ（沖縄弁護士会）
  - (2) 事務局：4名  
こども未来統括監、女性力・ダイバーシティ推進課長、人権・男女共同参画班長、担当主幹
- 4 公開・非公開の別 全部非公開
- 5 議題等
  - (1) 検討事項
    - ア 沖縄県差別のない社会づくり条例第9条について
    - イ 罰則規定について
    - ウ インターネット・モニタリングについて
  - (2) 「本邦外出身者等に対する不当な差別的言動」の該当性について
  - (3) 報告事項  
沖縄県人権相談窓口等の運用状況について
- 6 会議経過・内容等  
開会の後、司会による定足数の報告を行い、議事に入った。
  - (1) 議題
    - ア 検討事項
      - (ア) 沖縄県差別のない社会づくり条例第9条について
      - (イ) 罰則規定について  
事務局から、資料に基づき、調査の概要について説明した。

**【審議結果】**

条例第9条について、沖縄県民が差別を受けると感じていることの実態について、第3回審議会では有識者の意見を聴くこととし、琉球新報編集委員の新垣毅氏に打診することとなった。

条例第9条に基づく施策については継続審議となった。

罰則の必要性については、次回審議会にて検討することとなった。

沖縄県差別のない社会づくりに関するアンケート調査を前倒しですぐにでも再度実施するべきであるとの議論があったが、定期的に変更すべきであるとの意見が多数を占めた。

主な意見は次のとおり。

- SOGI（性的指向・性自認）、障害者についても、差別的言動の対象を広げる余地はないか。対象を広げるが行為態様で絞りをかけるというようにするなど。
- 自分と違う人を排斥したり、特定の人を否定したりする発言が増えている。表現の自由の名を借りて特定の人存在すら認めないというのは許されないということを良い形で条例に盛り込めないか。
- 今回の条例の見直しの検討は、「沖縄県差別のない社会づくりに関するアンケート調査」（以下「アンケート調査」という。）の結果に基づき、客観的に多数の県民が問題であると認識している事項について見直しを行うべきである。
- 条例第2条、第3条の規定からすれば、およそ差別的言動をしてはならないということになるため、第9条はない方が良くも思うが、条文をなくすとネガティブなメッセージとなり得るので、全体的に書き換えるか、そうしないのであればこのままの方がいい。
- アンケート調査では、ほとんど全ての項目で、女性の方が男性よりも差別経験等の回答割合が高い。
- アンケート調査は、令和6年の秋に実施しているが、取りまとめられた令和7年3月以降、国内における差別的言動の実情は、急激に悪化しているので、今年度再度の調査を検討してはどうか。
- アンケート調査については、可能であれば検定をかけて有意性を精査することで、重要なメッセージが出てくるように思う。
- アンケート調査では、インターネット上の誹謗中傷に非常に問題があるとの回答が断トツに高く（沖縄県50パーセント、全国53パーセント）、エビデンスになると思う。今回の調査結果に基づいてインターネット上の人権侵害に関するありとあらゆる対象を条例で受け付けるとすることも考えられる。
- 現行条例は、ありとあらゆる差別に関して、知事が重要と考えることを審議会に諮問して審議できる仕組みを取っており、包括的差別禁止条例として非常によくできている。
- 全国の自殺件数は減っているにもかかわらず、学齢期女子の自殺率だけ上がっている。そこで、去る6月に自殺対策防止法改正され、取組を強化することになっている。そういう面への対処という意味でもこの第8条の活用には重要な意味があると思う。同条に基づく施策は、条例を改正する必要はなく実施できるのでぜひ強化してほしい。

(ウ) インターネット・モニタリングについて

事務局から、資料に基づき説明した。

主な意見は次のとおり。

- インターネット・モニタリングについては次年度以降実施するのが妥当である。

ウ 「本邦外出身者等に対する不当な差別的言動」の該当性について  
継続審議案件4件について審議を行った。

【審議結果】

- ・ 継続審議案件中、令和7年度第1回審議会において本邦外出身者等に対

する不当な差別的言動に該当しないと判断された件に係る答申案について審議会に了承された。

- ・ 審議会から非該当との答申がなされた場合に、県において申出をした者に通知する旨の事務処理の見直しについて事務局から報告した。
- ・ 継続審議案件中、動画2件、表現活動1件について、本邦外出身者等に対する不当な差別的言動に該当しないと判断された。ただし、このうち動画2件については、条例第10条の本邦外出身者等に対する不当な差別的言動には該当しないが、事実に基づかない、又は外国人を不当に貶める内容の表現であり、条例第2条、第7条の不当な差別的言動には該当すると認められることから、答申において知事に対して一定の対応を取るよう求めることとされ、事務局において答申案を作成し、次回審議会でも審議することになった。

(2) 報告事項

沖縄県人権相談窓口等の運用状況について事務局から、資料に基づき説明した。

7 閉会

以上